

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松原市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

松原市長

## 公表日

令和2年7月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法、及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、以下の事務を法定受託事務として行っている。 ①任意加入被保険者、特例任意加入被保険者に係る申出の受理、確認 ②第1号被保険者に係る国民年金手帳の再交付申請の受理 ③老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の裁定請求の受理、確認 ④障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金の未支給等の請求、申請の受理、確認 ⑤付加保険料に係る申出の受理、確認 ⑥納付に係る申出の受理、確認 ⑦申請免除、学生納付特例、納付猶予申請の受理、確認 ⑧資格取得、喪失届、種別変更届、氏名・住所変更届、死亡届、産前産後期間保険料免除の届出の受理、確認 ⑨特別障害給付金に係る請求等の受理、確認 ⑩年金生活者支援給付金に係る請求等の受理、確認 ⑪年金生活者支援給付金受給資格者に係る所得情報等の提供
③システムの名称	①住民情報システム 国民年金 ②日本年金機構から貸与された可搬型窓口装置
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第1の31、83、95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2、第59条、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 健康部 保険年金課、総務部 政策法務課 電話番号 072-334-1550(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 健康部 保険年金課 電話番号 072-334-1550(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①Acrocity国民年金 ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー	①Acrocity国民年金 ②日本年金機構から貸与された可搬型窓口装置	事後	
平成30年5月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和1年5月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法、及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う事務等を法定受託事務として行っている。 特定個人情報ファイルのシステムは以下の事務に使用する。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ②任意加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ③国民年金保険料免除・学生納付特例の申請の届出等の受理 ④受給権者からの裁定請求その他の給付に係る申請書等の受理	国民年金法、及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う事務等を法定受託事務として行っている。 特定個人情報ファイルのシステムは以下の事務に使用する。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ②任意加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ③国民年金保険料免除・学生納付特例の申請の届出等の受理 ④受給権者からの裁定請求その他の給付に係る申請書等の受理	事前	
令和1年5月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第1の31、83の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2、第59条	1. 番号法第9条第1項及び別表第1の31、83、95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2、第59条、第68条の2	事前	
令和1年5月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 中谷 信介	保険年金課長	事後	
令和1年5月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月9日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月9日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年5月7日	VI リスク対策		項目の追加	事後	
令和2年7月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法、及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う事務等を法定受託事務として行っている。 特定個人情報ファイルのシステムは以下の事務に使用する。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ②任意加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ③国民年金保険料免除・学生納付特例の申請の届出等の受理 ④受給権者からの裁定請求その他の給付に係る申請書等の受理	国民年金法、及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、以下の事務を法定受託事務として行っている。  ①任意加入被保険者、特例任意加入被保険者に係る申出の受理、確認 ②第1号被保険者に係る国民年金手帳の再交付申請の受理 ③老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の裁定請求の受理、確認 ④障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金の未支給等の請求、申請の受理、確認 ⑤付加保険料に係る申出の受理、確認 ⑥納付に係る申出の受理、確認 ⑦申請免除、学生納付特例、納付猶予申請の受理、確認 ⑧資格取得、喪失届、種別変更届、氏名・住所変更届、死亡届、産前産後期間保険料免除の届出の受理、確認 ⑨特別障害給付金に係る請求等の受理、確認 ⑩年金生活者支援給付金に係る請求等の受理、確認 ⑪年金生活者支援給付金受給資格者に係る所得情報等の提供	事後	
令和2年7月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①Acrocity国民年金 ②日本年金機構から貸与された可搬型窓口装置	①住民情報システム 国民年金 ②日本年金機構から貸与された可搬型窓口装置	事後	
令和2年7月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和2年7月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	